

特定退職金共済制度

着々と備えて企業も従業員も将来が安心!



イラスト協力: 三重県立久居農林高等学校 美術部 倉口雅菜さん

制度の特色

掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。

掛 金

- 従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。
- お申し出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。

※この制度の掛金は全額事業主負担です。

※掛金として払い込まれた金額は、事業主に対していかなる理由があっても返還されません。

給 付 金

- 1 **退職給付金** 加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。
- 2 **遺族給付金** 加入従業員(被共済者)が死亡したときは、退職給付金に加入口数1口にあたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。
- 3 **退職年金** 加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。給付金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

加入できる事業主

商工会議所の地区内にある事業主(事業所)であれば、誰でも従業員(専従者控除の対象者を除く)を加入させることができます。

ただし、加入できる従業員は満15歳以上85歳未満に限ります。

加入するときは

当制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合は、全従業員を加入させなければなりません。また、加入時に事業主は従業員の同意を得てください。

事業主・役員(使用人兼役員を除く)もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。ただし次のような人は加入させなくても差し支えありません。

- 期間を定められて雇われている者
- 試用期間中の者 ●非常勤の者
- パートのように労働時間が短い者
- 季節的な仕事のために雇われている者
- 休職中の者

中小企業のモデル退職金

高校卒

勤続年数	年齢	自己都合	会社都合
5年	23歳	306,000円	428,000円
10年	28歳	877,000円	1,117,000円
15年	33歳	1,726,000円	2,121,000円
20年	38歳	2,925,000円	3,606,000円
25年	43歳	4,307,000円	4,971,000円
30年	48歳	5,982,000円	6,765,000円
35年	53歳	7,472,000円	8,444,000円
定 年			10,389,000円

大学卒

勤続年数	年齢	自己都合	会社都合
5年	27歳	438,000円	593,000円
10年	32歳	1,202,000円	1,500,000円
15年	37歳	2,189,000円	2,757,000円
20年	42歳	3,628,000円	4,340,000円
25年	47歳	5,331,000円	6,350,000円
30年	52歳	7,482,000円	8,617,000円
33年	55歳	8,552,000円	9,730,000円
定 年			11,660,000円

東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(平成18年度版)



「共済制度加入促進キャンペーン」ご協力ありがとうございました

4・5・6月の3ヶ月間に亘り実施いたしました「共済制度加入促進キャンペーン」につきましては、沢山の会員事業所の方々にご加入いただき誠にありがとうございました。ご協力を賜りました結果、当初の目標を達成することが出来、会員数2,500会員～4,000会員のグループで基準保険料達成率の部において、全国トップという栄誉に輝きました。また、7月17日には抽選会を行ない、加入事業所の中からペアー20組の方々に「劇団四季 オペラ座の怪人」ご招待等が決められました。今後とも共済制度のご利用をよろしくお願いします。

詳しいお問合せは 津商工会議所 会員サービス課 まで ☎059-228-9141